

## 京都議定書と南北格差の拡大

池田 寛二 (法政大学)

気候変動枠組み条約が採択（1992年）されてからすでに14年が過ぎた。同条約の締約国会議（COP）も1995年から毎年開催され、2006年11月のナイロビ会議で12回目を数えることとなった。だが、京都で1997年に開催された第3回締約国会議（COP3）において採択された温室効果ガス排出削減の具体的な行動方針である京都議定書が発効するまでには2005年2月まで、採択から実に8年もの歳月を費やした。2006年11月には、京都議定書の2回目の批准国会議（MOP2）がCOP12と同時にナイロビで開催されたが、同議定書は2008年から2012年にかけての5年間の温室効果ガス削減目標の達成期間と定めており、2005年時点ですでに二酸化炭素が8%増加している（1990年比）日本の場合、この間にせまった目標達成期間に6%削減（すなわち、実際には14%削減）を達成することはほぼ不可能となっている。だが、これは日本に限ったことではなく、気候変動問題への取り組みが国際環境政策として展開されてきたこの間一貫して、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは世界全体で増え続けているのが実情なのである。そして、「共通だが差異ある責任」という微妙な負担配分コンセプトのもとでつなぎとめられている先進諸国と開発途上諸国との対立もまた、この間にますます深まりつつあると同時に、京都議定書の発効によって新たな局面に入っている。それは、今なお拡大の一途をたどる南北格差の環境版ともいべき様相を呈しているのである。

本報告では、京都議定書に内在する南北対立が今日ではもはや温室効果ガスの排出削減をめぐる負担の押しつけあい水準にはとどまっておらず、クリーン開発メカニズム（CDM）による排出削減技術や省エネ技術の移転における知的財産権の問題（中国など途上国は先進国の知財権の放棄（＝特許料無料化）を主張）にまでおよんでいる実情を中心にして、科学技術の価値をめぐるグローバルな対立構造を社会的に考察してみたい。